

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第 7 号

専 決 処 分 書

令和 5 年度岩出市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和５年度岩出市一般会計補正予算（第７号）

令和５年度岩出市の一般会計補正予算（第７号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３１７，２１１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０，４０１，８０４千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正（第７号）」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加及び変更は、「第２表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の変更は、「第３表地方債補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (第 7 号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
5. 株式等譲渡所得割交付金		22,000	39,541	61,541
	1. 株式等譲渡所得割交付金	22,000	39,541	61,541
7. 地方消費税交付金		1,130,000	72,319	1,202,319
	1. 地方消費税交付金	1,130,000	72,319	1,202,319
10. 地方特例交付金		70,000	1,587	71,587
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	1,587	1,587
11. 地方交付税		4,150,000	413,866	4,563,866
	1. 地方交付税	4,150,000	413,866	4,563,866
13. 分担金及び負担金		359,688	△10,065	349,623
	2. 負 担 金	355,287	△10,065	345,222
14. 使用料及び手数料		166,923	6,500	173,423
	2. 手 数 料	123,078	6,500	129,578
15. 国庫支出金		4,767,722	△193,159	4,574,563
	1. 国庫負担金	2,492,435	△113,122	2,379,313
	2. 国庫補助金	2,262,558	△80,037	2,182,521
16. 県支出金		1,522,218	△20,407	1,501,811

	1. 県負担金	1, 1 2 3, 3 7 9	△10, 4 5 1	1, 1 1 2, 9 2 8
	2. 県補助金	2 7 8, 1 0 4	△9, 9 5 6	2 6 8, 1 4 8
17. 財産収入		1 0, 4 1 8	1 6, 7 4 7	2 7, 1 6 5
	1. 財産運用収入	8 7 9	3 7 5	1, 2 5 4
	2. 財産売払収入	9, 5 3 9	1 6, 3 7 2	2 5, 9 1 1
18. 寄 附 金		1 1, 0 0 0	1, 7 5 0	1 2, 7 5 0
	1. 寄 附 金	1 1, 0 0 0	1, 7 5 0	1 2, 7 5 0
19. 繰 入 金		4 5 6, 8 4 2	△15, 9 1 1	4 4 0, 9 3 1
	1. 繰 入 金	4 5 6, 8 4 2	△15, 9 1 1	4 4 0, 9 3 1
21. 諸 収 入		2 2 5, 7 6 7	4, 0 1 8	2 2 9, 7 8 5
	3. 雑 入	2 2 3, 5 9 5	4, 0 1 8	2 2 7, 6 1 3
22. 市 債		1 9 7, 2 2 4	△1, 1 0 0	1 9 6, 1 2 4
	1. 市 債	1 9 7, 2 2 4	△1, 1 0 0	1 9 6, 1 2 4
23. 自動車取得税交付金		0	1, 5 2 5	1, 5 2 5
	1. 自動車取得税交付金	0	1, 5 2 5	1, 5 2 5
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 分		6, 9 9 4, 7 9 1		6, 9 9 4, 7 9 1
歳 入 合 計		2 0, 0 8 4, 5 9 3	3 1 7, 2 1 1	2 0, 4 0 1, 8 0 4

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 議 会 費		1 8 8, 0 4 7	△ 9, 1 9 2	1 7 8, 8 5 5
	1. 議 会 費	1 8 8, 0 4 7	△ 9, 1 9 2	1 7 8, 8 5 5
2. 総 務 費		1, 5 6 2, 1 5 6	△ 5 2, 0 8 4	1, 5 1 0, 0 7 2
	1. 総務管理費	1, 2 4 5, 5 5 2	△ 4 9, 9 9 5	1, 1 9 5, 5 5 7
	2. 徴 税 費	1 9 6, 2 6 9	△ 1, 0 6 6	1 9 5, 2 0 3
	3. 戸籍住民基本台帳費	1 0 2, 7 5 3	△ 1, 0 2 3	1 0 1, 7 3 0
3. 民 生 費		9, 5 3 2, 6 6 9	△ 1 5 9, 1 3 9	9, 3 7 3, 5 3 0
	1. 社会福祉費	5, 3 8 3, 0 8 0	△ 9 7, 0 2 4	5, 2 8 6, 0 5 6
	2. 児童福祉費	3, 2 2 1, 5 8 0	△ 4 8, 5 1 2	3, 1 7 3, 0 6 8
	3. 生活保護費	9 2 7, 9 0 9	△ 1 3, 6 0 3	9 1 4, 3 0 6
4. 衛 生 費		2, 9 2 9, 8 8 8	△ 1, 0 3 2	2, 9 2 8, 8 5 6
	1. 保健衛生費	1, 4 7 7, 3 7 6	△ 7 4, 9 3 2	1, 4 0 2, 4 4 4
	2. 清 掃 費	1, 4 5 2, 5 1 2	7 3, 9 0 0	1, 5 2 6, 4 1 2
5. 農林業費		1 1 4, 9 2 7	△ 2, 3 3 6	1 1 2, 5 9 1
	1. 農 業 費	9 5, 4 6 0	△ 4 3 5	9 5, 0 2 5
	2. 林 業 費	1 9, 4 6 7	△ 1, 9 0 1	1 7, 5 6 6
6. 商 工 費		8 1, 8 6 5	△ 5, 1 4 6	7 6, 7 1 9

	1. 商 工 費	81,865	△5,146	76,719
7. 土 木 費		1,794,794	△44,331	1,750,463
	1. 土木管理費	119,358	△5,091	114,267
	2. 道路橋梁費	713,682	△23,387	690,295
	4. 都市計画費	916,154	△10,305	905,849
	5. 住 宅 費	28,090	△5,548	22,542
8. 消 防 費		874,642	△7,055	867,587
	1. 消 防 費	874,642	△7,055	867,587
9. 教 育 費		1,786,243	△34,191	1,752,052
	2. 小学校費	314,465	△7,614	306,851
	3. 中学校費	269,242	△7,571	261,671
	4. 社会教育費	371,909	△5,257	366,652
	5. 保健体育費	696,286	△13,749	682,537
11. 公 債 費		1,046,502	△1,022	1,045,480
	1. 公 債 費	1,046,502	△1,022	1,045,480
12. 諸支出金		87,854	632,739	720,593
	2. 基 金 費	87,853	632,739	720,592
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 分		85,006		85,006

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
歳	出	20,084,593	317,211	20,401,804

第 2 表

繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	庁舎照明空調更新事業	40,451
3 民生費	1 社会福祉費	総合保健福祉センタープレハブ増築事業	34,765
9 教育費	5 保健体育費	高齢者用スポーツ施設整備事業	73,742

変 更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
			千円		千円
3 民生費	1 社会福祉費	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援金給付事業	51,521	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援金給付事業	43,189
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金給付事業	103,385	物価高騰対応重点支援給付金給付事業	71,400

第 3 表

地 方 債 補 正

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 法	利 率	償 還 の 方 法
緊急防災・減災事業債	千円 4,900	普通貸借 又は 証券発行	10%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構等 資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換 えすることができる。	千円 3,800	普通貸借 又は 証券発行	10%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構等 資金について、 利率の見直しを 行った後におい ては、見直し後 の利率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するもの による。 ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換 えすることができる。
計	4,900				3,800			

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第 8 号

専 決 処 分 書

令和 5 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 3 1 日

岩出市長 中 芝 正 幸

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (第 4 号)

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4. 県支出金		4, 2 7 0, 5 9 1	7, 9 8 2	4, 2 7 8, 5 7 3
	1. 県補助金	4, 2 7 0, 5 9 0	7, 9 8 2	4, 2 7 8, 5 7 2
5. 繰 入 金		4 7 4, 9 4 3	△ 1 3, 0 5 6	4 6 1, 8 8 7
	1. 他会計繰入金	4 3 5, 2 7 5	△ 1 3, 0 5 6	4 2 2, 2 1 9
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 分		1, 1 1 1, 6 4 1		1, 1 1 1, 6 4 1
歳 入 合 計		5, 8 5 7, 1 7 5	△ 5, 0 7 4	5, 8 5 2, 1 0 1

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 保険給付費		4, 1 9 9, 6 4 7	△ 8, 7 5 4	4, 1 9 0, 8 9 3
	4. 出産育児諸費	2 5, 0 1 1	△ 8, 7 5 4	1 6, 2 5 7
3. 国民健康保険事業費納付金		1, 5 2 3, 3 9 1	0	1, 5 2 3, 3 9 1
	1. 医療給付費分	1, 0 8 4, 7 4 0	0	1, 0 8 4, 7 4 0
6. 基金積立金		4, 5 1 4	3, 6 8 0	8, 1 9 4
	1. 基金積立金	4, 5 1 4	3, 6 8 0	8, 1 9 4
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 分		1, 6 5 3, 0 1 4		1, 6 5 3, 0 1 4
歳 出 合 計		5, 8 5 7, 1 7 5	△ 5, 0 7 4	5, 8 5 2, 1 0 1

令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和5年度岩出市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,074千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,852,101千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第4号）」による。

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第9号

専 決 処 分 書

令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和5年度岩出市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ93,088千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,697,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正（第5号）」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (第 5 号)

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3. 国庫支出金		7 1 2, 8 8 4	6, 9 5 4	7 1 9, 8 3 8
	2. 国庫補助金	7 8, 7 7 0	6, 9 5 4	8 5, 7 2 4
4. 支払基金交付金		9 6 2, 7 5 0	△ 4 6, 2 1 5	9 1 6, 5 3 5
	1. 支払基金交付金	9 6 2, 7 5 0	△ 4 6, 2 1 5	9 1 6, 5 3 5
5. 県支出金		5 0 3, 2 2 6	△ 2 0, 9 6 8	4 8 2, 2 5 8
	1. 県負担金	4 7 6, 4 9 8	△ 2 0, 5 6 7	4 5 5, 9 3 1
	2. 県補助金	2 6, 7 2 8	△ 4 0 1	2 6, 3 2 7
7. 繰入金		6 3 5, 6 9 9	△ 3 1, 7 3 1	6 0 3, 9 6 8
	1. 一般会計繰入金	5 6 6, 4 0 7	△ 3 1, 7 3 1	5 3 4, 6 7 6
8. 諸収入		3 7, 1 9 7	△ 1, 1 2 8	3 6, 0 6 9
	3. 雑入	3 7, 1 9 4	△ 1, 1 2 8	3 6, 0 6 6
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 分		9 3 8, 8 7 0		9 3 8, 8 7 0
歳 入 合 計		3, 7 9 0, 6 2 6	△ 9 3, 0 8 8	3, 6 9 7, 5 3 8

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 総務費		5 8, 3 6 1	△ 5, 6 7 0	5 2, 6 9 1

	1. 総務管理費	16,614	△2,659	13,955
	3. 介護認定審査会費	38,328	△3,011	35,317
2. 保険給付費		3,417,264	△209,693	3,207,571
	1. 介護サービス等諸費	3,130,209	△187,182	2,943,027
	2. 介護予防サービス等諸費	120,329	△9,005	111,324
	4. 高額介護サービス等費	84,555	△5,451	79,104
	6. 特定入所者介護サービス等費	66,140	△8,055	58,085
4. 地域支援事業費		227,318	△4,609	222,709
	1. 介護予防・生活支援サービス事業費	141,444	△544	140,900
	3. 包括的支援事業・任意事業費	81,099	△4,065	77,034
5. 諸支出金		82,349	126,884	209,233
	3. 基金費	13,594	126,884	140,478
補正されなかった款項にかかる分		5,334		5,334
歳 出 合 計		3,790,626	△93,088	3,697,538

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日

岩出市長 中 芝 正 幸

専決第10号

専 決 処 分 書

令和5年度岩出市墓園事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

岩出市長 中 芝 正 幸

令和５年度岩出市墓園事業特別会計補正予算（第１号）

令和５年度岩出市の墓園事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１３，６８８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２８，７７０千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正（第１号）」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正 (第 1 号)

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 分担金及び負担金		11,392	△3,576	7,816
	1. 分担金	11,392	△3,576	7,816
2. 使用料及び手数料		24,891	△11,940	12,951
	1. 使用料	24,891	△11,940	12,951
3. 繰入金		6,175	1,828	8,003
	1. 繰入金	6,175	1,828	8,003
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 分				
歳 入 合 計		42,458	△13,688	28,770

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 事業費		18,513	2,018	20,531
	1. 事業費	18,513	2,018	20,531
2. 諸支出金		23,795	△15,556	8,239
	1. 他会計繰出金	23,795	△15,556	8,239
3. 公債費		150	△150	0
	1. 公債費	150	△150	0

補正されなかった款項にかかる分			
歳出合計	42,458	△13,688	28,770